

海外療養費の請求について

海外で保険証を使用せずに医療機関での診療を受けた場合の請求は、国内と同様に、同封しました「療養費支給申請書」にて請求していただきますが、証明書類として以下の書類が必要となります。

1. 海外の医療機関で受けた治療の証明書「診療内容明細書」
2. 診療に要した医療費の明細書「領収明細書」
(1. 2. には、日本語の翻訳文を添付して提出していただきます。)
3. 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し
(請求する治療を受けた方が、海外に渡航していたことを証明する書類)
4. 療養の内容について照会することに関しての「調査に関わる同意書」(※)
(診療内容などについて健保から確認が必要になったときの書類)

以上の4つの書類を「療養費支給申請書」に添付して、事業所を通して健康保険組合へご請求ください。(※「調査に関わる同意書」も同封してあります。)

また、この請求により払い戻される額については、受診された治療行為が、日本で行われたらいくらになるかを換算して、その7割をお支払いすることになりますのでご注意ください。

なお、外貨で支払われた医療費については、支給決定日の外国為替換算率(売レート)を用いて、円換算します。その際、日本での換算額より現地の方が安い場合は、そちらの額の7割となります。